

**「県税・市町村税滞納整理強化期間」(10月～12月)における
給与・売掛金の集中差押えについて**

埼玉県川口県税事務所

1 あらまし

個人住民税をはじめとする県税・市町村税は納期限内に納税しなければならないものですが、残念ながらごく一部の方が滞納している状況にあります。「公平な徴収」に対する納税者の信頼を確保するため、滞納整理を一層推進し、滞納を防止しなければなりません。

そこで、埼玉県内の全市町村及び埼玉県では、毎年10月から12月を「県税・市町村税滞納整理強化期間」と定め、埼玉県内の全市町村と埼玉県が協調して滞納整理を行っております。

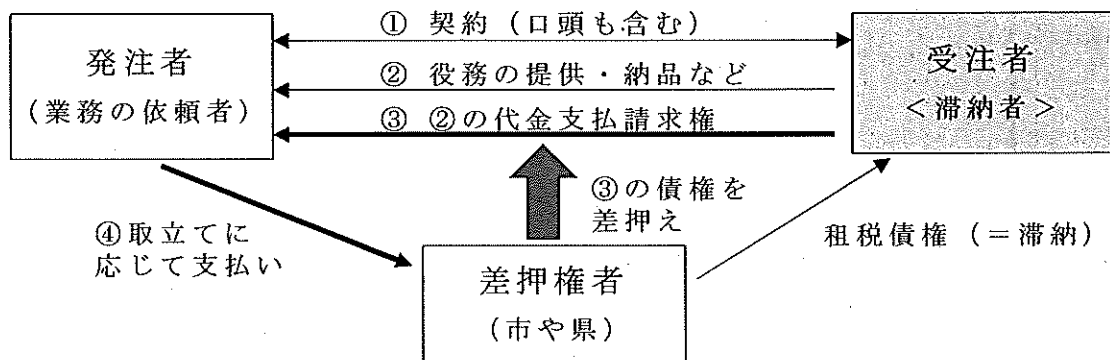
特に、川口県税事務所管内(川口市、蕨市、戸田市)においては、令和6年度の強化期間における地域独自の取組として、昨年度に引き続き「給与・売掛金の集中差押え」を行います。

2 給与・売掛金の差押えとは？

差押えの対象となる財産は不動産や自動車だけでなく「債権」も含まれます。

債権の差押えは民事の差押え(民事執行法)とは異なり裁判所の判断は必要とせず、「債権差押通知書」に記載された差押財産のとおり、貴社の従業員(給料債権)や顧客(売掛金債権)に支払うべき金銭を第三債務者として差押権者(市や県)に支払わなければなりません。

<売掛金の場合>



3 文書による問合せがあった場合は御回答をお願いします。

直近の給与や売掛金の金額を特定するため、県や市では雇用主や取引先の皆さまに対して文書による問合せ(調査)を行っております。

調査文書が届いた場合には、問合せ内容に御回答くださるよう御協力をお願いします。

また、「債権差押通知書」が到達した場合には、差押債権の取立てに御協力くださるようお願いいたします。

■ 埼玉県川口県税事務所
納税・個人県民税対策担当 石島
☎ 048 (252) 3575